

衛星受信料体系の課題

平成19年7月20日

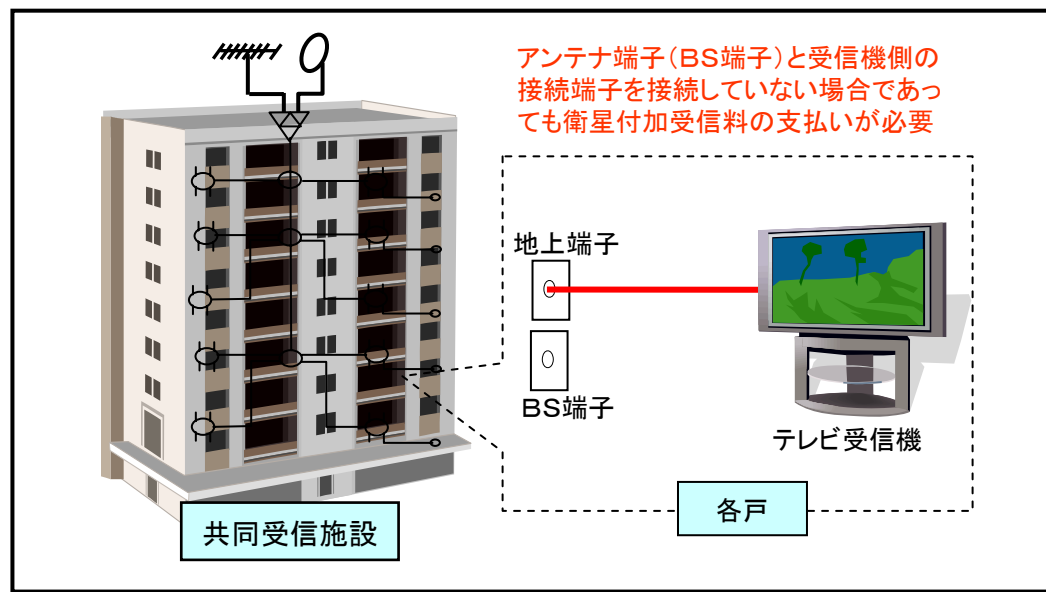
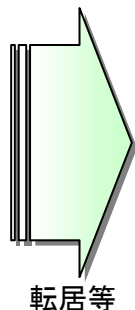
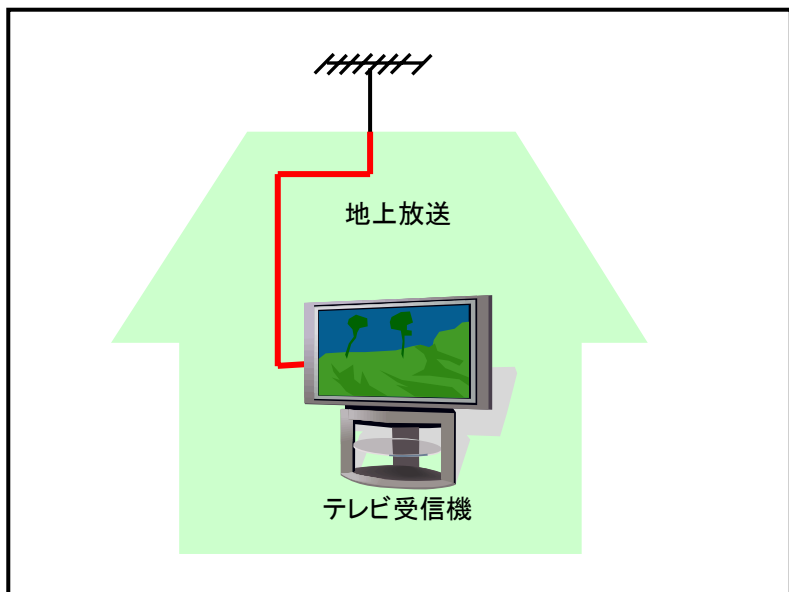
目次

1 衛星受信契約に関する現状と課題①	2
2 衛星放送受信のための設備構成例	3
3 衛星放送受信のための宅内配線例（戸建住宅及び集合住宅）	4
4 衛星受信契約に関する現状と課題②	5
5 衛星放送受信のための設備構成例（ケーブルテレビを利用した場合）	6
6 受信契約者が締結すべき契約の種別	7
7 衛星受信契約に係る問題の所在	8

1 衛星受信契約に関する現状と課題①

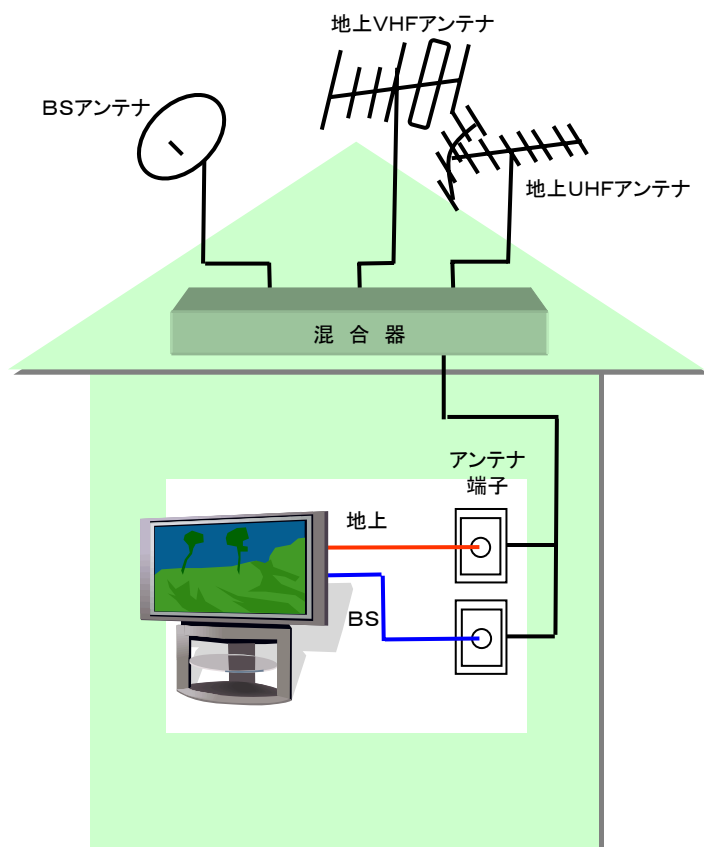
- ① マンション等の集合住宅において、各戸ごとにアンテナを取り付けなくても建物自体に衛星放送を受信することのできる共同受信施設が整備されつつあるという住環境の変化、
 - ② いわゆる薄型テレビの多くに内蔵されている三波共用受信機(※)の普及
- によって、地上契約を締結している薄型テレビの保有者が、衛星放送を受信することのできる環境を整備している集合住宅に転居することにより、衛星放送を受信することのできる環境に置かれ、その結果、衛星契約の締結、衛星付加受信料(945円/月)の支払いを義務付けられる例が増えている。

※ 地上放送、BSデジタル放送及び東経110度CSデジタル放送が受信できる受信機

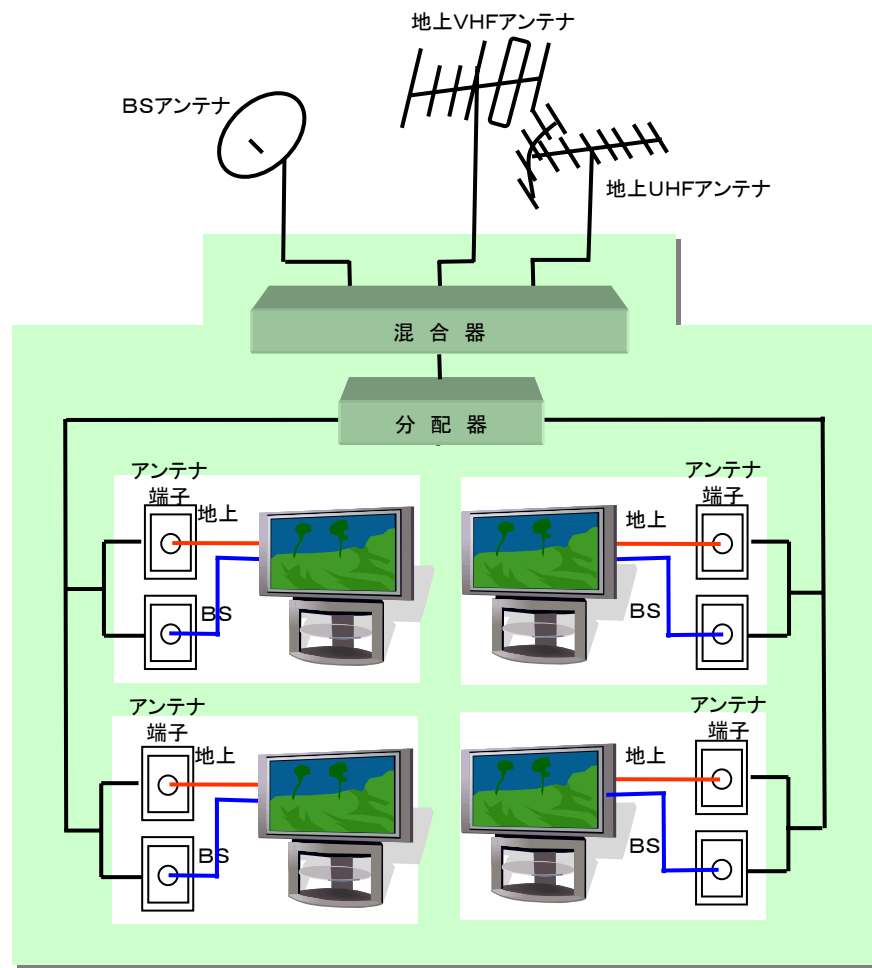


2 衛星放送受信のための設備構成例(戸建住宅及び集合住宅)

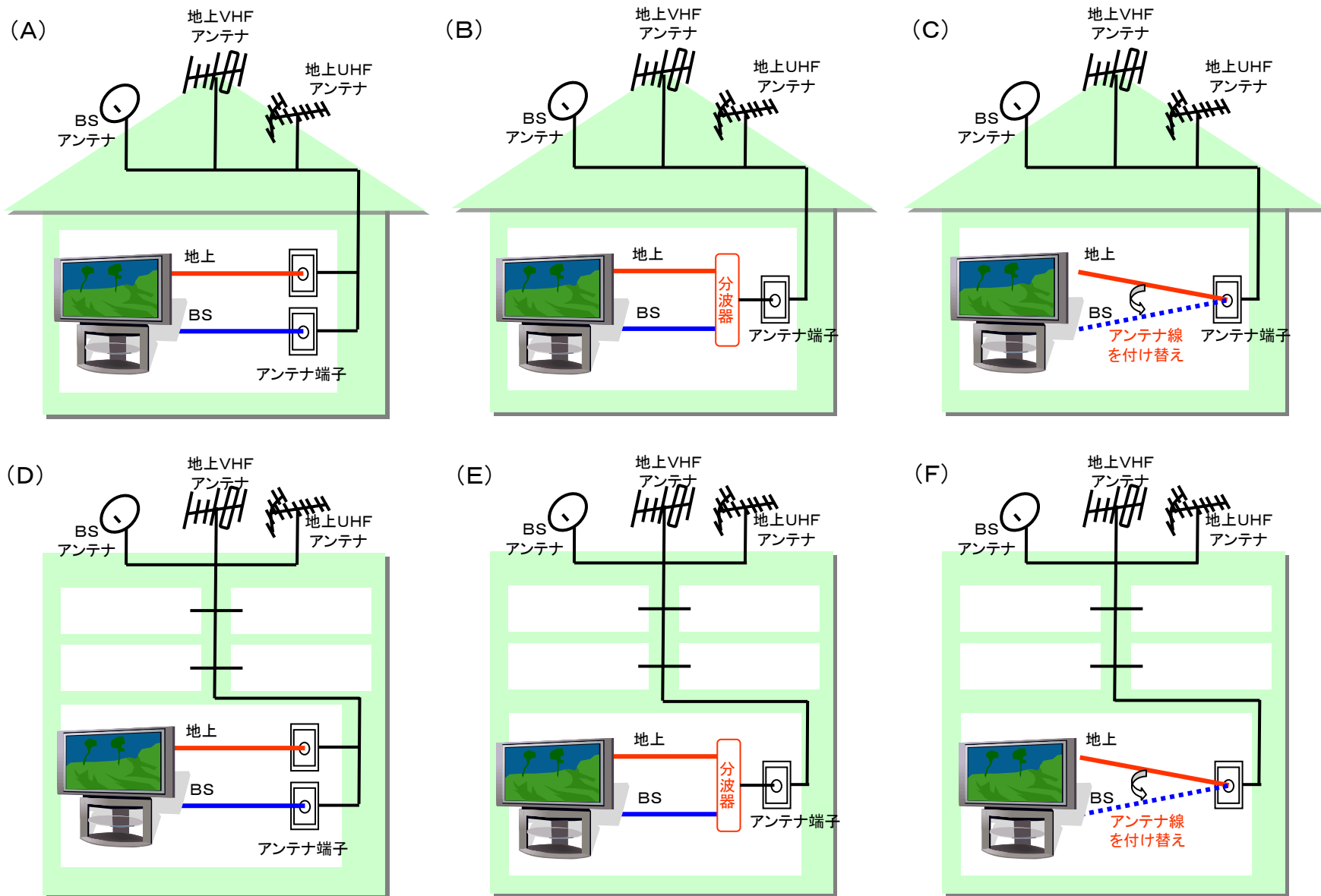
①戸建住宅の場合



②集合住宅の場合



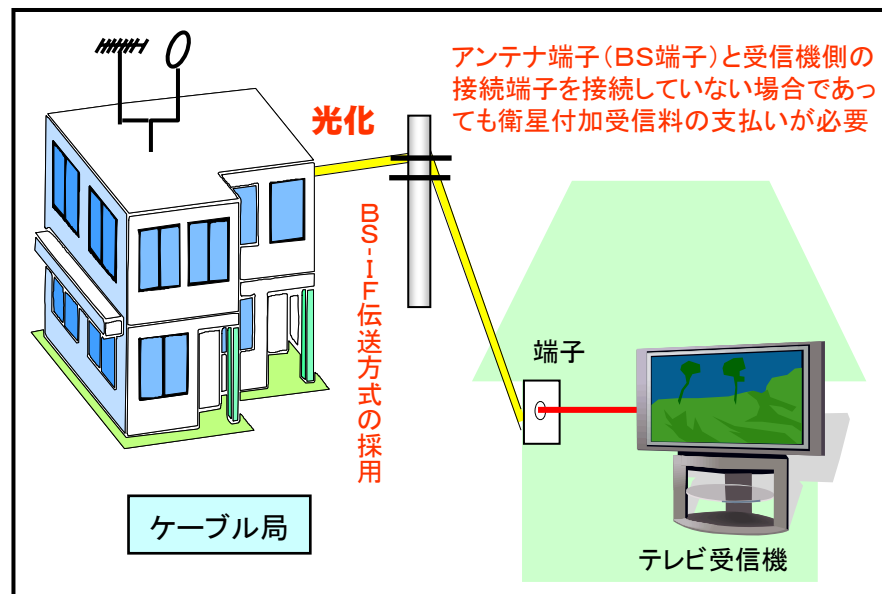
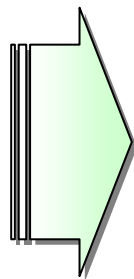
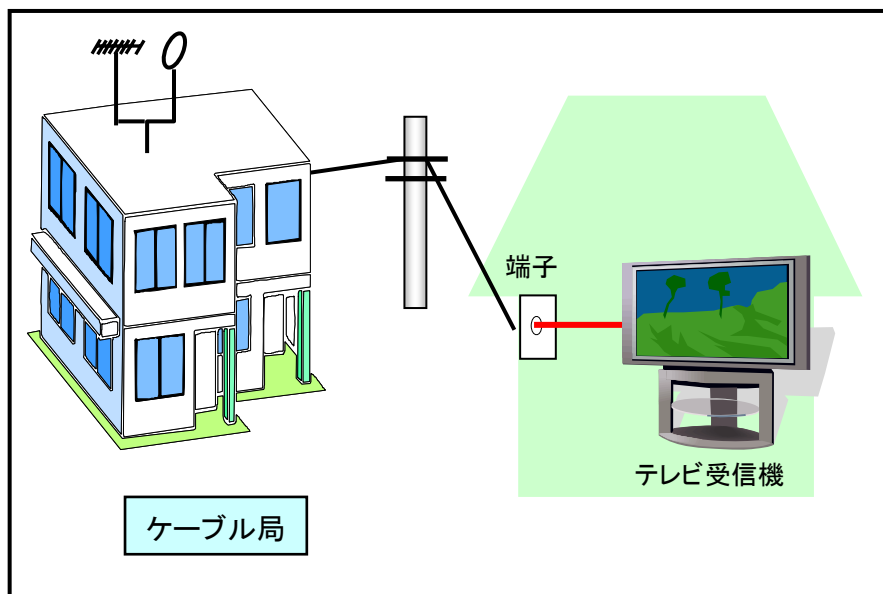
3 衛星放送受信のための宅内配線例(戸建住宅及び集合住宅)



4 衛星受信契約に関する現状と課題②

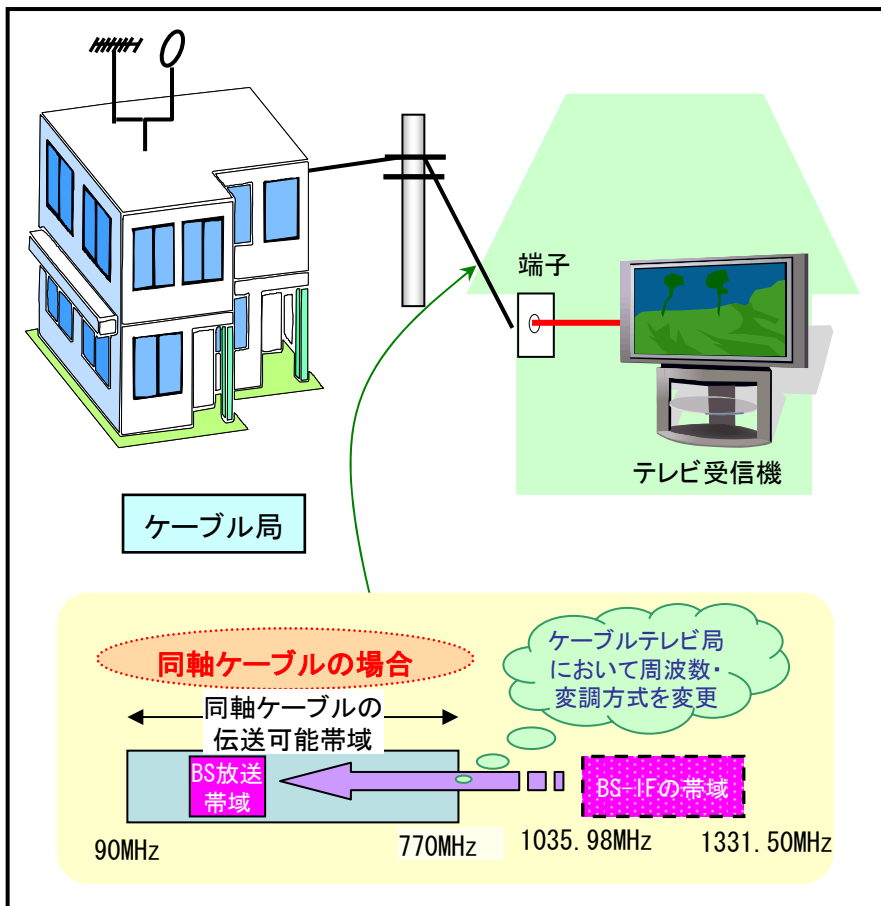
- ① 地方自治体等が整備するケーブルテレビネットワークが光化されたことにより、ケーブルテレビの運営者が、加入者側で（セットトップボックスなどの）特別な機器を取り付けなくても衛星放送を受信することのできる伝送方式（BS-IF伝送方式※）を採用し得るようになりつつあるというケーブルテレビシステムの高度化、
- ② いわゆる薄型テレビの多くに内蔵されている三波共用受信機の普及によって、地上契約を締結している薄型テレビの所有者が、ケーブルテレビの伝送方式の変更により、衛星放送を受信することのできる環境に置かれ、その結果、衛星契約の締結、衛星付加受信料（945円/月）の支払いを義務付けられる例が増えている。

※ 1GHz以上の周波数が伝送可能なFTTH等の伝送路において、BSアナログ放送、BSデジタル放送又は広帯域CSデジタル放送のIF（中間周波数）信号をパススルー伝送するもの。同軸ケーブルでは伝送が困難であった周波数帯域の信号を変換せずに伝送することが可能。

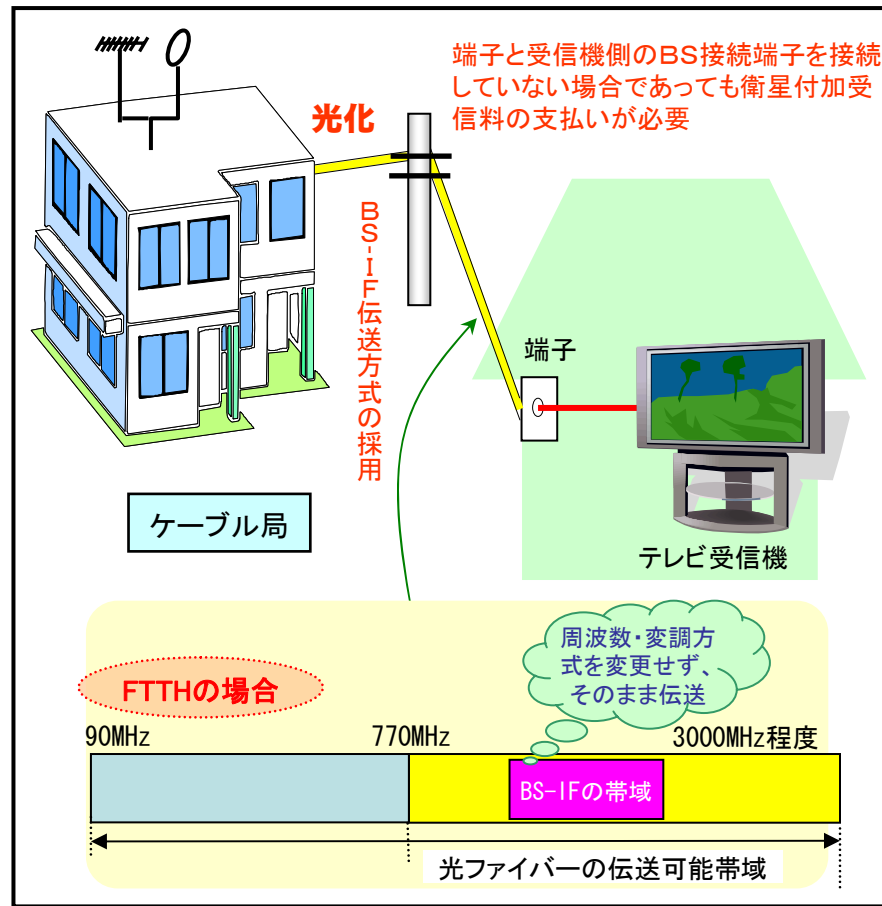


5 衛星放送受信のための設備構成例(ケーブルテレビを利用した場合)

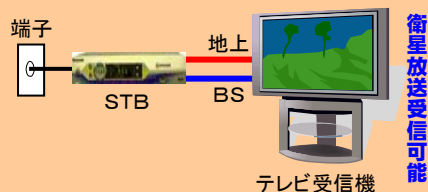
①BS-IF伝送方式の導入前



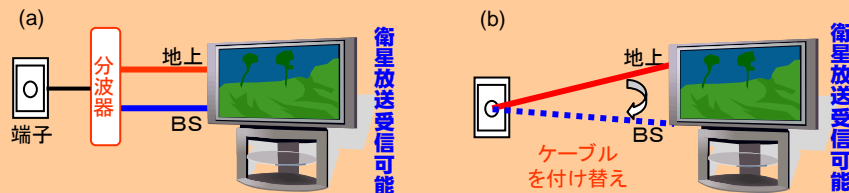
②BS-IF伝送方式の導入後



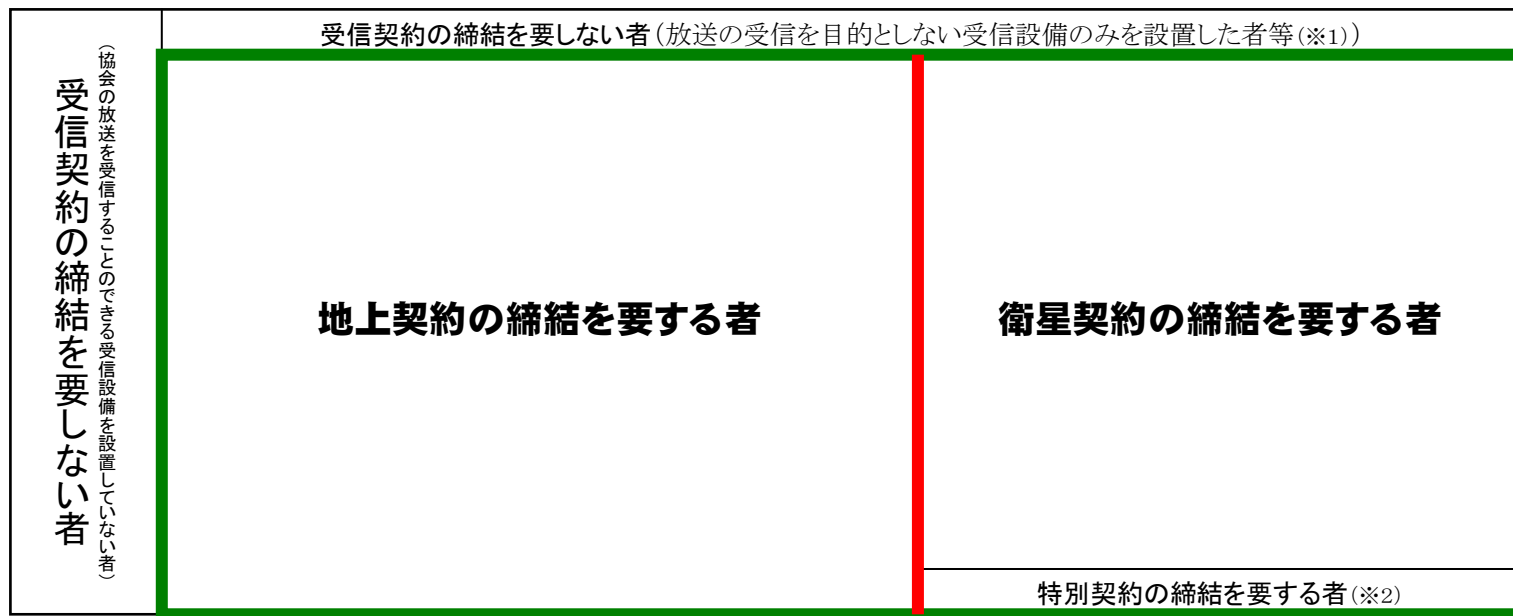
セットトップボックス (STB) を取り付けなければ、復調ができないため、衛星放送 (BSアナログ、BSデジタル) を受信することはできない。



セットトップボックス (STB) を取り付けなくても、(a)分波器の取り付けや(b)ケーブルの付け替えにより衛星放送を受信することが可能。



6 受信契約者が締結すべき契約の種別



「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者」であるか
(放送法第32条第1項)

[現在の判断基準]

「地上放送のみを受信できる受信機を設置した者」であるか、「衛星放送を受信できる受信機を設置した者」であるか
(受信規約第1条第2項)

- ※1 放送法第32条第1項ただし書きの規定により受信契約の締結を要しないとされている。
「放送の受信を目的としない受信設備のみを設置した者」とは、外形的、客観的にその設置目的が番組の視聴でないと認められるもの（例えば、電波監理用の受信設備、受信画質の確認を行うための設備）を設置した者をいう。このほか「ラジオ放送又は多重放送に限り受信することのできる受信設備のみを設置した者」も受信契約の締結義務の対象外。
- ※2 「特別契約」とは、地上放送の自然の地形による難視聴地域または列車、電車その他営業用の移動体において、衛星放送のみの受信についての放送受信契約をいう（受信規約第1条第1項）。

7 衛星受信契約に係る問題の所在

- 受信規約第1条第2項は、地上系によるテレビジョン放送(以下「地上放送」という。)のみを受信できる受信機を設置した者は地上契約を、衛星系によるテレビジョン放送(以下「衛星放送」という。)を受信できる受信機を設置した者は衛星契約を締結しなければならないと規定。
- NHKは、三波共用受信機を保有する受信者が衛星放送を受信し得る共有アンテナを備えるマンション等の集合住宅に入居したとき等は、アンテナ端子と受信機側の接続端子とを接続していない場合であっても、衛星放送を受信することのできる受信機を設置した者として取り扱っている。したがって、従来は地上契約を締結していた者の場合は、新たに衛星契約を締結し、衛星付加受信料(945円/月)を追加的に支払わなければならないこととしている。
- すなわち、集合住宅への転居等により受動的に衛星放送を受信できる受信環境を構築された場合であっても、衛星放送用のアンテナを自己で備える形態による場合と同様、「衛星放送を受信できる受信機を設置した者」と取り扱われている。
- こうした受信者までも「衛星放送を受信できる受信機を設置した者」として衛星契約の締結を義務付けるべきかどうか、検討が必要。

注)放送法第32条第1項は、「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者」に受信契約の締結義務を課しているが、これは、NHKの維持運営のための特殊な負担金という受信料の性格にかんがみ、設置者の視聴の意思にかかわらず、すべての設置者に契約を義務付け、負担を求めているものである。

※ 難視聴地域においてケーブルテレビを利用し、衛星放送を受信し得る環境が整備されている場合も同様。

○日本放送協会放送受信規約

(放送受信契約の種別)

第1条 日本放送協会(以下「NHK」という。)の行なう放送の受信についての契約(以下「放送受信契約」という。)を分けて、次のとおりとする。

地上契約……地上系によるテレビジョン放送のみの受信についての放送受信契約

衛星契約……衛星系および地上系によるテレビジョン放送の受信についての放送受信契約

特別契約……地上系によるテレビジョン放送の自然の地形による難視聴地域または列車、電車その他営業用の移動体において、衛星系によるテレビジョン放送のみの受信についての放送受信契約

2 受信機(家庭用受信機、携帯用受信機、自動車用受信機、共同受信用受信機等で、NHKのテレビジョン放送を受信することのできる受信設備をいう。以下同じ。)のうち、地上系によるテレビジョン放送のみを受信できるテレビジョン受信機を設置(使用できる状態におくことをいう。以下同じ。)した者は地上契約、衛星系によるテレビジョン放送を受信できるテレビジョン受信機を設置した者は衛星契約を締結しなければならない。ただし、地上系によるテレビジョン放送の自然の地形による難視聴地域または列車、電車その他営業用の移動体において、衛星系によるテレビジョン放送のみを受信できるテレビジョン受信機を設置した者は特別契約を締結するものとする。